

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険の資格取得日は昭和21年7月19日、資格喪失日は同年12月21日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、330円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月25日から22年5月30日まで

申立人は、B株式会社C所（現在は、D株式会社）に、申立期間も継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録がないので、確認して被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年7月19日から同年12月21日までの期間について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致する昭和21年7月19日から同年12月21日までの基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、オンライン記録により、氏名検索を行ったところ、申立人と同姓同名で生年月日が一致する厚生年金保険被保険者を確認することができない。

さらに、申立人の長男は、「生前、父がA株式会社の前で当該事業所のことを話してくれたことがあり、当該事業所に勤務していたと思う。」と供述していることから、当該厚生年金被保険者記録は申立人の被保険者記録で

あると判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 7 月 19 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿に記載されている未統合の厚生年金保険被保険者の記録から、330 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 20 年 11 月 25 日から 21 年 7 月 19 日までの期間、及び同年 12 月 21 日から 22 年 5 月 30 日までの期間については、B 株式会社 C 所の後継事業所である D 株式会社は、申立期間当時の資料は保管しておらず、「申立人の厚生年金保険の適用については不明。」と回答をしていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げている複数の元同僚については、姓のみしか記憶していないため人物を特定できない上、申立期間当時の複数の元同僚に照会したところ、いずれも申立人を記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

さらに、B 株式会社 C 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 20 年 11 月 25 日、同取得日は 22 年 5 月 30 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の長男が、「会社の都合であれば分からないが、父は自分から途中退職することは無いと思う。」と供述していること、及び申立期間の一部に A 株式会社における未統合の記録が確認できることから、B 株式会社 C 所と A 株式会社との関連の有無について A 株式会社に照会したが、B 株式会社が同社の関連会社であったことをうかがわせる資料は無く、商業登記簿上、A 株式会社の申立期間当時の役員も不明であることから、両社の関連性をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 20 日から 35 年 12 月 25 日まで  
(合名会社A)  
② 昭和 35 年 12 月 25 日から 36 年 9 月 6 日まで  
(株式会社BのC支店)

私は脱退手当金の支給を受けていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所である株式会社BのC支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金の受給記録が有る複数の同僚に照会したところ、いずれの同僚からも事業主の代理請求をうかがわせる回答は無い上、そのうち二人は自ら手続きを行った旨の回答をしていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、脱退手当金支給決定日の7か月前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間(D株式会社)が有り、申立人がこれを失念するとは考え難い上、同決定日の3か月前に国民年金に任意加入し、昭和59年3月まで国民年金保険料を全て納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意志を有していたとは考え難い。

さらに、オンライン記録では、脱退手当金は昭和37年7月13日に支給

決定されているが、申立人は 36 年 12 月 \* 日に婚姻し、改姓しているにもかかわらず、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は旧姓のままであり、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで  
② 昭和46年10月から53年3月まで

亡くなった母親は、昭和45年8月頃に私の国民年金の加入手続をA市B区役所で行い、自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていたと聞いている。申立期間①及び②が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和45年8月頃国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和53年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間①及び②の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間①及び②の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人から遡って納付したとの主張は無く、特例納付がなされた場合に保存されるべき申立人に係る特殊台帳及び保険料領収済通知書も見当たらない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料

を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、昭和51年4月から53年3月まで夫の勤務先のA国に滞在していたが、母親が51年4月頃に、私に代わり国民年金の加入手続を行い、A国在住中の国民年金保険料を納付したとのエアメールが届いたことを記憶している。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和51年4月頃に国民年金の加入手続を行い、A国在住中であつた申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A国から帰国後の昭和54年5月に、B市において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿において「受付年月日 54年4月27日」と記載され、51年1月1日を資格取得日として新規に加入していることが確認できることから、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金加入手続の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで

平成4年12月頃、当時居住していたA県B市で、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年12月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録では、申立人に平成9年1月1日付けで基礎年金番号が付番された時点において、同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立内容とは符合しない。

また、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は、平成11年12月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金の第3号被保険者資格取得の処理が12年2月14日に行われたことに伴い、同日に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人は、この頃初めて国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、追加処理された時点では、申立期間は既に時効であることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から43年12月まで

婚姻を契機に、昭和42年3月頃A県B市役所において、妻が夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、同市役所で毎月夫婦二人分の国民年金保険料も納付してくれていた。

また、妻は昭和42年3月から44年3月までの記録について、年金記録確認C地方第三者委員会で認められており、私だけ申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月頃に、申立人の妻がB市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も夫婦二人分納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和42年11月に払い出されているが、申立人については、52年1月にD市E区において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、D市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、昭和51年12月15日を資格取得日として、新規取得申出を行っていることが確認でき、このことは申立人が所持する年金手

帳に「初めて被保険者となった日」として同日が記載されていることとも符合することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てを対象に、「F（漢字）」及び「G（カナ）」で検索し、オンライン記録において氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から53年5月まで

私が20歳になった際に両親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が昭和49年頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号（\*、以下「手番①」という。）は、A県B町（現在は、C市）において昭和53年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容とは符合しない。

また、手番①に係るB町の国民年金被保険者名簿では、申立人は昭和53年6月10日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、手番①により申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

なお、申立人には、手番①とは別の国民年金手帳記号番号（\*）が、A県D町（現在は、C市）において、平成4年4月以降に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の基礎年金番号となっており、手番①の記録は22年7月12日に統合済みである。

さらに、申立人の両親又は申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付

したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索し、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 25 日から 38 年 7 月 25 日まで  
A株式会社(昭和 55 年 10 月 25 日解散)における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる。

また、前述のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄には、「40.1.30 名変」と記載されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金が昭和 40 年 2 月 16 日に支給されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、支給決定日以前に脱退手当金が未請求となっているB株式会社での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、また、申

立人は、「最近までB株式会社において厚生年金保険被保険者であったことを知らなかった。」と供述しており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 10 日から 38 年 12 月 21 日まで  
脱退手当金制度が有ることすら知らなかったため、脱退手当金を請求していない。脱退手当金支給通知書も受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、B株式会社（現在は、C株式会社）の被保険者期間（申立期間と同一）について脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「D県E社第\*号 39. 6. 30 受付 A社会保険事務所」、「昭和 39. 9. 19 支払済」の押印が確認できる上、同裁定請求書と共に年金事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定伺、厚生年金保険被保険者記録事項照会票、厚生年金保険被保険者記録（回答）においても「昭和 39. 9. 19 支払済」の押印が確認できる。

さらに、申立期間に係る事業所であるB株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示は記載されていないが、当該事業所を最終勤務先として脱退手当金を受給した記録のある同僚 18 名のうち、「脱」表示があるのは 1 名のみであり、17 名については「脱」表示がされていないことから、当該事業所の社会保険事務を管轄していたA社会保険事務所（当時）では、必ずしも脱退手当金受給者の健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱」表示していないことがうかがえる。

加えて、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはないと認め、

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 6 日から 41 年 12 月 30 日まで  
申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B年金事務所の保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、「支払済 42. 9. 27 B社会保険事務所」の押印があるとともに、同裁定請求書の裏面には昭和 42 年 9 月 27 日に脱退手当金を受給した旨の申立人の署名及び押印が確認できる。

また、申立期間に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有る上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されている上、前述の脱退手当金裁定請求書には、当該未請求の被保険者期間が記載されていないことが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給

されていない期間が存在することに不自然さのほうがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 10 日から 31 年 9 月 22 日まで  
(A株式会社)  
② 昭和 32 年 1 月 1 日から 33 年 6 月 11 日まで  
(A株式会社)

私は申立期間について脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年8月7日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはないと認め、

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 23 日から 33 年 6 月 20 日まで  
(A 株式会社)  
② 昭和 34 年 8 月 4 日から 37 年 8 月 15 日まで  
(B 工場)

申立期間の脱退手当金は受給していないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA株式会社及び申立期間②のB工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金が支給されたことを示す、手書きの「脱」記載が確認できる。

また、脱退手当金は申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を合計して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年2月6日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、脱退手当金支給決定日の前に未請求となっている二つの厚生年金保険被保険者期間が有るが、いずれも管轄社会保険事務所(当時)が異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、当該厚生年金保険被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 1 日から 36 年 6 月 4 日まで  
(A 病院)  
② 昭和 36 年 9 月 22 日から 37 年 7 月 21 日まで  
(B 病院)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金は申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無い上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月11日から33年12月10日まで  
申立期間のA株式会社での厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年4月13日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 34. 2. 2」の記載が有る上、脱退手当金は法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいわゆるうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。